

⑫ 令和7年度 特別活動全体計画

日本国憲法 教育基本法（人格の完成、社会の形成者の育成） 学習指導要領（豊かな人生を切り拓く持続可能な社会の創り手の育成） 関係法規等			学校の教育目標 ふるさと高尾 ふるさと浅川 心豊かな浅川の子 ◎自ら学び 高め合い やりぬく子ども ○思いやりをもち お互いを認め合える子ども ○明るく 元気で たくましい子ども
児童の実態 素直で明るい	学校の実情 伝統ある協力的な地域	教師の願い 前向きな心の育成	

本校の特別活動の重点目標 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、異年齢交流活動を重視しつつ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することをめざす。
--

学級活動の目標	児童会活動の目標	クラブ活動の目標	学校行事の目標
学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする。このことに、自主的、実践的に取り組むことを通して、目標に掲げる資質・能力を育成することをめざす。	異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、目標に掲げる資質・能力を育成することをめざす。	異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的・実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら目標に掲げる資質・能力を育成することをめざす。	全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、目標に掲げる資質・能力を育成することをめざす。
主な学級活動と時間数	設置する委員会	設置するクラブ	実施する学校行事及び配慮事項
(1)学級や学校における生活づくりへの参画 1年（17）・2年（21） 3年（18）・4年（22） 5年（20）・6年（20） (2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 1年（11）・2年（8） 3年（11）・4年（8） 5年（10）・6年（8） (3)一人一人のキャリアの形成と自己実現 1年（6）・2年（6） 3年（6）・4年（5） 5年（5）・6年（7）	○企画 ○縦割り班 ○集会 ○音楽 ○放送 ○図書 ○運動 ○飼育 ○環境 ○給食 ○保健 ○掲示 等 実施する児童会集会活動 ○1年生を迎える会 ○ユニセフ募金 ○6年生を送る会 等 ※月1回の代表委員会（あさっ子サミット）開催	○バスケットボールクラブ ○バドミントンクラブ ○サッカークラブ ○卓球クラブ ○ダンスクラブ ○音楽クラブ ○手芸クラブ ○イラストクラブ 等 ※発起人を募集して認定	○入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式 ○学芸会 ○避難訓練、運動会 ○移動教室 ○地域の清掃活動 等

八王子市立浅川小学校

各教科、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間との関連（主なもの） 各教科等で育成された資質・能力を集団活動の場に活かしたり、各教科等を学ぶ意義の理解を深めたりする。
家庭や地域の人々との連携 地域の人材の活用を図ったり、家庭や地域との連携を図ったりする。
社会教育施設等の活用 外部講師や地域の施設を活用した活動を行う。 学区域にある高尾山、初沢山、浅川等を郷土学習として特別活動においても活用する。

評価の観点	趣旨
よりよい生活を築くための知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、自己の生活の充実・向上や生き方の実現に必要なことを理解している。 よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして課題解決に取り組んでいる。
主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度	生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

